

第3期

北栄町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

北栄町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 計画の対象	1
4 基本理念	2
5 子ども・子育て支援会議	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 北栄町の子ども人口の現状	5
2 就学前教育・保育の状況	6
3 第2期計画（令和2年度～令和6年度）における評価	8
第3章 事業計画	14
1 教育・保育の量の見込みと確保方策	14
（1）保育の必要性・必要量の認定	14
（2）教育・保育提供区域の設定	14
（3）各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	14
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	16
（1）利用者支援事業（こども家庭センター型）	16
（2）地域子育て支援拠点事業	16
（3）一時預かり事業	17
（4）乳児家庭全戸訪問事業	17
（5）養育支援訪問事業	18
（6）子育て短期支援事業	18
（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	19
（8）延長保育事業	19
（9）病児・病後児保育事業	19
（10）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	20

(11) 妊婦健康診査事業	21
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	21
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	21
(14) 子育て世帯訪問支援事業	22
(15) 児童育成支援拠点事業	22
(16) 親子関係形成支援事業	22
(17) 妊婦等包括相談支援事業	23
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	23
(19) 産後ケア事業	24
3 計画の進行管理	24

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、平成27年3月に「北栄町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期北栄町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ②保育の量的拡大・確保 ③地域の子ども・子育て支援の充実 に向けた取組を推進しているところです。

こうしたなか、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定され、子ども・子育て支援施策は新たな段階へと進んでいます。

本町では、「第2期北栄町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの各事業の評価を行うとともに、北栄町における教育・保育、地域の子ども・子育て支援の提供体制の確保を確実に実行していくため「第3期北栄町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画第三期」として位置づけます。

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3 計画の対象

子ども・子育て支援は、社会全体で取り組む必要があることから、本町に居住するすべての子ども、子育て家庭、地域住民等を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは、妊娠期から乳幼児期・学童期を主とした概ね18歳までとします。

4 基本理念

世代を超えて 支え愛 心つながる 未来つながる 北栄町

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、その生命と発達が尊重されなければなりません。家庭は、子育ての出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育むことは親が担うべき重要な役割ですが、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化により、子どもの育ちとともに親の育ちにも様々な影響を及ぼしています。

子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在です。北栄町でも一人ひとりの心を育み、子どもにとってよりよい未来を楽しく期待を持って切り拓いていけるよう、世代間、地域がつながり、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指し、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する支え愛の取組を進めていきます。

5 子ども・子育て支援会議

本計画の内容を審議し、子育て当事者等の意見が広く反映されるよう、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき「北栄町子ども・子育て支援会議」を設置し、議論を行いました。

◆子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【子ども・子育て支援事業の体系】

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載する事業は、「教育・保育給付」と19項目の「地域子ども・子育て支援事業」です。

教育・保育給付

●施設型給付

認定こども園
幼稚園、保育所

●地域型保育事業

小規模保育事業
家庭的保育事業
居宅訪問型保育事業
事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③一時預かり事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
- ⑧延長保育事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

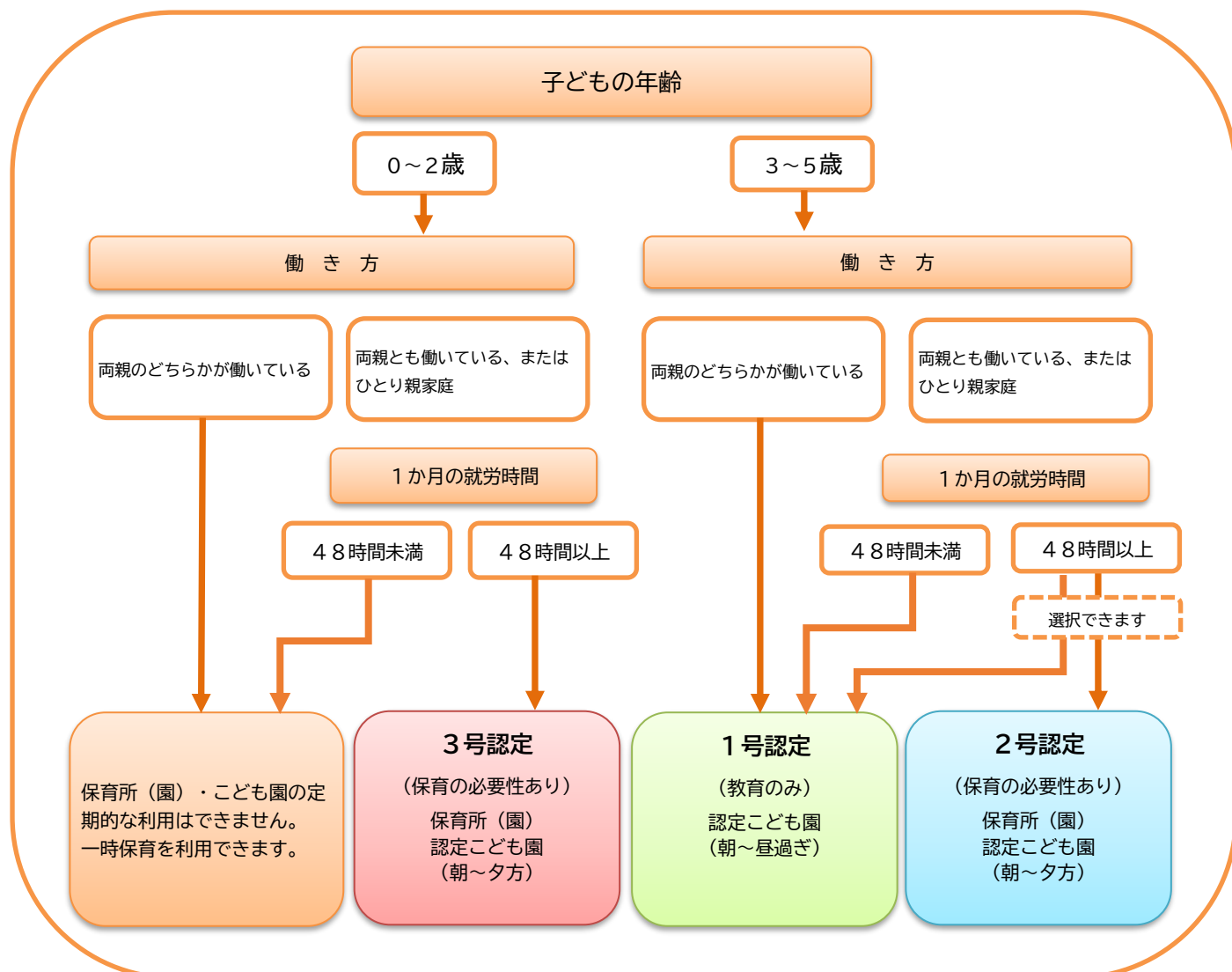
<令和4年児童福祉法改正により追加>

- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業

<令和6年子ども・子育て支援法改正により追加>

- ⑰妊婦等包括相談支援事業
- ⑱乳児等通園支援事業
- ⑲産後ケア事業

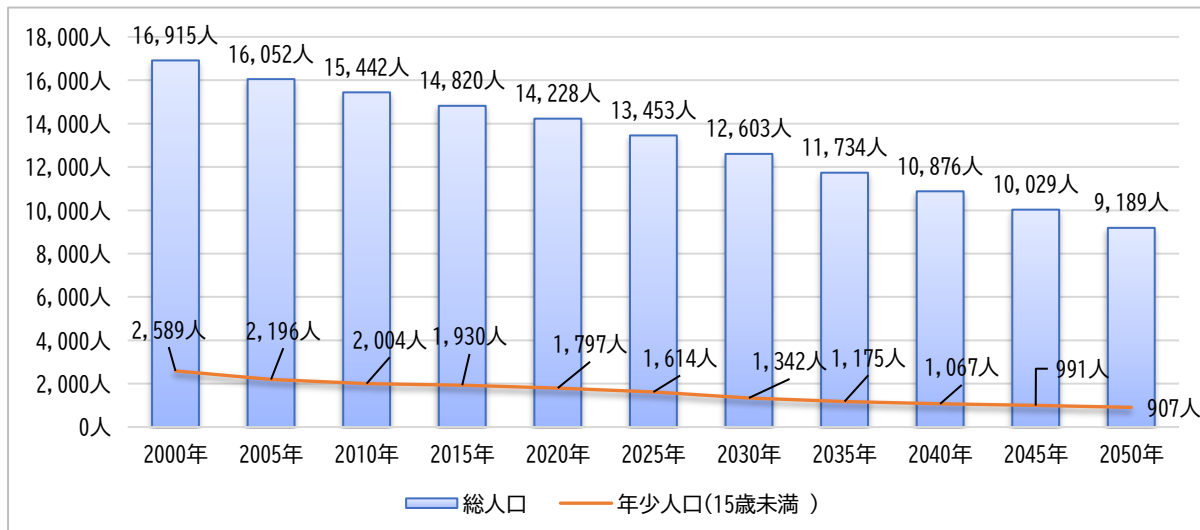
◆こども園・保育所（園）の利用



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 北栄町の子ども人口の現状

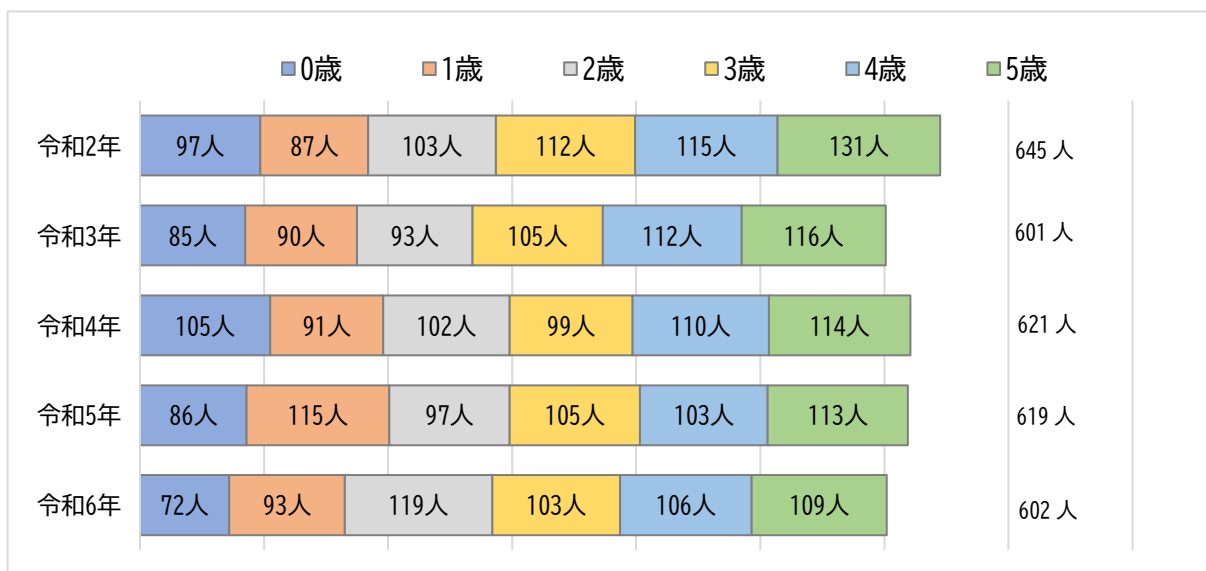
①総人口の推移・推計



資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」データを使用

総人口は、2000年の16,915人をピークとして減少し続け、2015年には14,820人と15,000人を下回り、2050年には、9,189人と推計されています。年少人口（15歳未満）は、総人口の傾向と同じように減少を続けています。

②年齢別人口の推移（0～5歳）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

北栄町の就学前児童数は、減少傾向であり、令和2年は645人でしたが、令和6年は602人となっています。0歳児においては、令和6年に80人を下回りました。

2 就学前教育・保育の状況

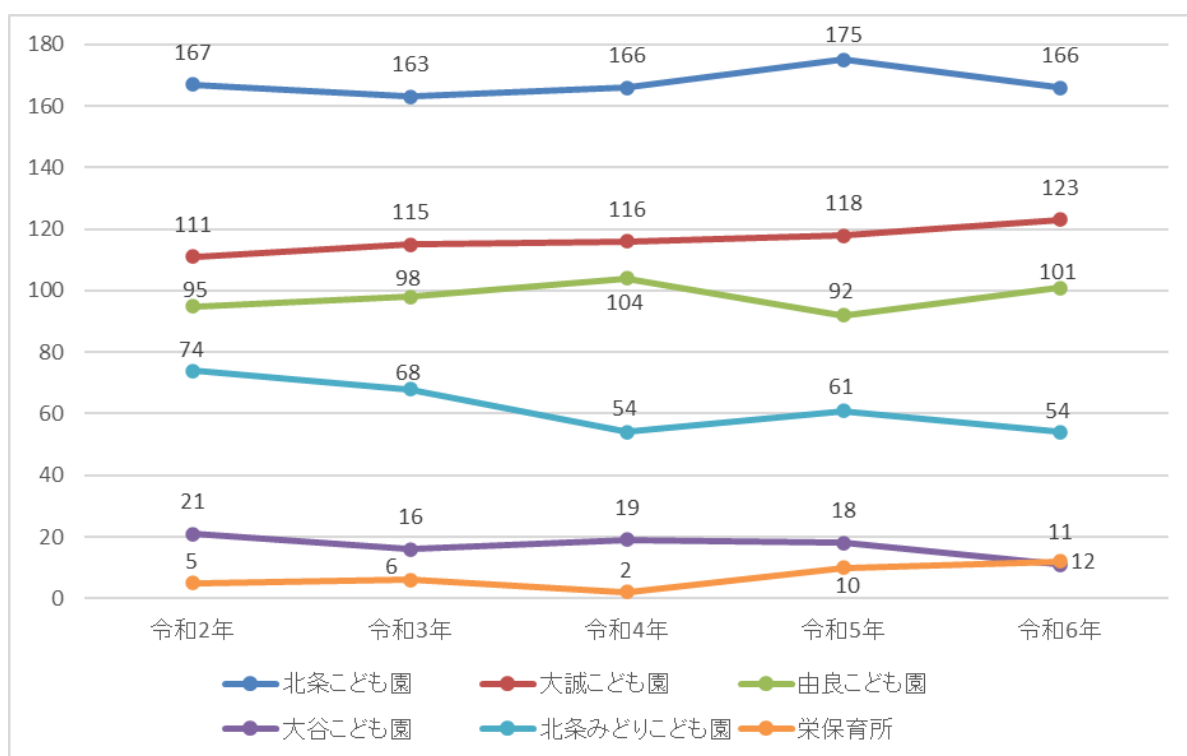
①保育所等の概要

施設名	公・私	定員	保育時間	延長	一時預かり
北 条 こ ど も 園	公立	212人	7:15～19:00	○	
大 誠 こ ど も 園	公立	157人	7:15～19:00	○	
由 良 こ ど も 園	公立	136人	7:15～19:00	○	○
大 谷 こ ど も 園	公立	60人	7:30～18:15		
北条みどりこども園	私立	75人	7:15～19:00	○	○
栄 保 育 所	私立	20人	7:30～18:00	希望に応じて実施	

※令和7年度は、大谷こども園及び栄保育所は休園です。

②園児数の推移(4月1日現在)

単位:人



北栄町の認定こども園・保育所在籍者は、令和2年から令和6年で比較すると、全体の人数はほぼ横ばいとなっています。年度途中で児童の入所がありますが、保育教諭の確保ができないため、希望する時期、園に入所できないケースがあります。これが現在の重要な課題となっています。

③園児の年齢構成推移(4月1日現在)

単位:人

歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	16	14	19	16	11
1歳児	55	64	62	90	65
2歳児	81	77	83	78	108
3歳児	99(3)	92(4)	91(1)	92(3)	87(3)
4歳児	104(2)	102(2)	100(1)	92(2)	93(3)
5歳児	111(2)	108(3)	102(2)	100(1)	94(3)
合 計	466(7)	457(9)	457(4)	468(6)	458(9)

() は1号認定の園児数

3 第2期計画（令和2年度～令和6年度）における評価

第2期計画で設定した目標に対する実績値は以下のとおりです。

◆量の見込み・・・どのくらい需要があるか

◆確保の内容・・・いつ、どのくらい供給するか

1 教育・保育

単位：人

1号認定		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	12	13	14	15	17
	確保の内容	39	39	39	39	39
実績値		9	10	11	14	11

単位：人

2号認定		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	324	316	308	300	293
	確保の内容	369	369	369	369	369
実績値		350	331	320	310	302

単位：人

3号認定（1・2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	157	149	142	135	128
	確保の内容	211	211	211	211	211
実績値		170	173	177	194	193

単位：人

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	31	29	27	25	23
	確保の内容	66	66	66	66	66
実績値		50	48	51	43	23

1号認定については、ほぼ横ばいとなっています。令和2年度当初から、年度当初の待機児童はゼロを維持しているものの、近年では、必要となる保育教諭の確保ができないため、年度途中からの利用が難しく、育休期間の延長や就労に至ることができない保護者があります。

令和5年度では、564人の入所申し込みのうち15人は、必要な保育教諭が配置できないために第1希望での入所はできませんでした。このように第1希望で入所できなかったケースは、受け入れ可能な他の園へ入所したり、やむを得ず年度末まで家庭で保育を行うなど、園や年齢によっては潜在的な待機児童が発生しています。今後も引き続き保育教諭の確保が困難な状況は続くと思われるため、保育教諭の確保に努めることは当然ながら、町全体で効率的な職員配置となるような入所調整も必要です。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1

教育総務課に子育て世代包括支援センター（ネウボラ）を設置し、子育てに関するワンストップ窓口として専任の保健師を配置しています。すべての妊婦と面談し、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなど、妊娠から出産・子育て期にわたり切れ目ない支援に取り組めます。



◆ネウボラ（neuvola）・・・フィンランド語でアドバイスの場（neuvo=アドバイス・la=場所）の意味

(2) 地域子育て支援拠点事業

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
	確保の内容	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
実績値		3,409	4,774	6,554	5,246	4,800

親子リトミックやヨガなどの子育て講座、初めて子育て支援センターを利用するお子さん向けの「はじめましての日」などを行い、子育て中の親子の交流、学び、リフレッシュの場となっています。利用者からは「講座内容に満足」「リフレッシュできた」「参加してよかった」「子育ての不安が軽くなった」などの声があります。

(3-1) 一時預かり事業 (在園児)

単位：人 (延べ)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	10	10	10	10	10
実績値		10	13	61	133	175

量の見込みは10でしたが、令和5年度は133件、令和6年度見込みは175件となりましたが、これは一部の利用者が恒常的に利用していたためです。利用については、1号認定の児童の数によるため、すべてのニーズを把握することは難しいですが、希望する保護者は利用が可能な状態にあります。

(3-2) 一時預かり事業 (在園児以外)

単位：人 (延べ)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計画値	量の見込み	346	346	346	346	346
	確保の内容	346	346	346	346	346
実績値		232	405	328	362	320

令和3年度及び令和5年度は量の見込みを上回る利用がありましたが、里帰り出産による一時的な利用の増加や年度末に入所保留となった家庭の利用によるものです。今後も需要動向、保護者のニーズ等を把握し、保護者の負担軽減を図る必要があります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計画値	量の見込み	100	100	100	100	100
	確保の内容	対象者すべてに実施する。				
実績値		103	101	91	82	80

出生数にあわせて推移しています。保健師が行う新生児訪問の情報を基に乳児と保護者の状況を確認し、子育てに関する情報提供を行っています。また支援が必要な家庭は養育支援訪問や他のサービスにつなげています。

(5) 養育支援訪問事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	支援が必要なすべてのケースへ対応する。				
実績値		6	4	42	36	30

令和4年度から量の見込みを上回る結果となっていますが、虐待を未然に予防するため、必要となるケースがある場合には、地区担当保健師や関係課と情報共有しながら状況に応じた支援を行っています。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		3	24	14	96	160

令和5年度から利用者及び利用回数が大幅に増加しました。一時的に家庭で子どもを養育できないケースには有効な支援となっています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保の内容	6	6	6	6	6
実績値		6	3	19	38	34

令和5年度は依頼会員が40人、提供会員が17人でした。令和6年度は提供会員が18名となり増加していますが、利用者が増加しており、利用調整が難しいケースがあります。今後は保護者の需要を見極めながらニーズに対応できるよう検討が必要です。

(8) 延長保育事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	45	45	45	45	45
	確保の内容	45	45	45	45	45
実績値		142	166	165	144	130

令和2年度から回数制としたことから利用者数が大幅に増加しました。量の見込みを上回る実績となりましたが、受け入れることができました。保護者の仕事と子育ての両立には有効な事業となっていますが、園の開所時間に合わせ、必要となる職員数の確保が課題です。

(9) 病児・病後児保育事業

単位：人（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	50	50	50	50	50
	確保の内容	50	50	50	50	50
実績値		52	65	52	71	70

町内に受入施設がないため、倉吉市へ委託して実施しています。町として制度の周知に取り組み利用者数は増加していますが、需要はあるものの物理的な利用のしにくさが大きな課題です。また、令和7年1月から湯梨浜町と委託契約を締結し、利用可能な病児保育施設の増加に努めました。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人

北条なかよし学級		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	100	100	100	100	100
	確保の内容	100	100	100	100	100
実績値		133	145	135	141	155
最大利用者数（平日）		93	114	116	106	105
// （平日以外）		95	106	98	95	109

大栄こども学級		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	80	80	80	80	80
	確保の内容	80	80	80	80	80
実績値		107	93	89	92	99
最大利用者数（平日）		65	61	61	58	65
// （平日以外）		71	61	66	61	68

低学年を中心に利用児童数が増加しており、量の見込みを上回る結果となっていますが、待機児童数ゼロを維持しています。令和元年7月から運営業務を民間事業者へ委託し、小学生が安心して過ごすことのできる場所を提供しました。引き続き利用を希望する児童を受け入れることができるよう、家族の状況や利用頻度などを勘案しながら登録者数を調整していく必要があります。利用児童数の増加により、登録者数に対する実際の利用状況が、平日及び平日以外（長期休業・土曜日）とも量の見込みを上回る年度がありました。

(11) 妊婦健康診査事業

単位：回（延べ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
計画値	量の見込み	1,092	1,092	1,092	1,092	1,092
	確保の内容	対象者すべてに実施する。				
実績値		1,134	1,329	1,101	779	1,028
出生数		83	102	88	72	76

令和2年度から令和4年度は量の見込みを上回る結果となりました。令和5年度及び令和6年度は量の見込みを下回りましたが、対象となる妊婦健診受診票発行者の妊婦健診受診率は100%でした。

第3章 事業計画

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育の必要性・必要量の認定

認定区分	内 容	対象年齢	利用できる施設
1号認定	教育標準時間（1日4時間程度）	3～5歳	認定こども園 幼稚園
2号認定	保育標準時間（1日11時間まで） 保育短時間（1日8時間まで）	3～5歳	認定こども園 保育所
3号認定		0～2歳	認定こども園 保育所 地域型保育

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定する必要があるとされています。

北栄町では、現在の教育・保育の利用状況、日常生活圏域としてとらえられる町全体を1つの提供区域として設定します。ただし利用者の意向や実態に沿って、個別の調整(広域入所等)を随時行います。

(3) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

計画期間における「教育・保育の量の見込み」を第2期における実績等を基に定めます。

現状では教育・保育施設の定員数を下回っているため、現在の教育・保育施設数で必要数が確保できると考えます。

単位:人

1号認定（3歳～5歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	6	7	8	11	8
	確保の内容	30	36	36	36	36

単位:人

2号認定（3歳～5歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	315	309	303	297	291
	確保の内容	321	348	348	348	348

単位:人

3号認定（2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	89	88	87	86	85
	確保の内容	103	118	118	118	118

単位:人

3号認定（1歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	63	62	61	60	59
	確保の内容	75	92	92	92	92

単位:人

3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	22	21	20	19	18
	確保の内容	54	66	66	66	66

※上記において、本計画期間中の地域型保育事業(小規模保育等)の利用はないものと見込みます。

全体でみると、1号、2号及び3号認定とも、量の見込みに対する定員は充足していますが、年齢別の保育ニーズでは、特に3号認定に係る年度途中からの受け入れにおいて、保育教諭の確保が難しく、希望通りの受け入れができないことが大きな課題となっています。保育ニーズに沿った受け入れを実施していくためには、園児数に対して効率的な職員配置となるよう必要に応じて利用調整を行うことが必要です。

また、特別な支援を必要とする児童の保育を行うための加配を行うとともに、一人ひとりの発達に応じた質の高い幼児教育・保育を行うため、こども園内外における研修機会の確保と内容の充実を図り、保育教諭等の資質向上に努めます。

さらに、保育教諭にとって負担となっている一般事務の見直しや、ノンコンタクトタイム※の導入など、保育教諭にとって働きやすい環境を整え、保育教諭を確保します。

※ノンコンタクトタイムとは、保育教諭が勤務時間内に子どもたちから離れて業務を行う時間のことで、保育教諭が事務作業等に集中し、勤務時間内に業務を終わらせることにより、長時間の残業や仕事の持ち帰りを防ぐことを目的としています。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第2期計画に定めた13事業の他、令和4年児童福祉法改正により新たに3事業、令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに3事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられます。「教育・保育の量の見込み」と同様に、近年の利用状況の推移等により、計画期間における量の見込みを定めます。(第2期における実績等を基にした推計)

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

単位：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1

すべての妊産婦及びこどもとその家庭等が子育てに関する支援を円滑に利用できるよう、母子保健と児童福祉が連携・協働して相談や情報提供等を行いながら、妊娠から出産・子育て期にわたり、よりきめ細やかに切れ目ない支援を実施し、虐待予防に取り組みます。また多様なニーズに対応できるよう、地域資源の開拓や体制整備を行います。

【主な取り組み】

北栄町子育てガイドブック配布、親育ち事業、保健師による全妊産婦面談、支援プラン作成など

提供体制：子育て世代包括支援センター

(2) 地域子育て支援拠点事業

単位：人(延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	確保の内容	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊んだり、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくり、母親のリフレッシュの場を提供し、子育ての不安感等の緩和と子どもの健やかな育ちを支援します。

【主な取り組み】

子育て講座（親子リトミック、ヨガなど）、はじめましての日、母子手帳アプリやLINEを活用した情報発信 など

提供体制：北栄子育て支援センター

(3-1) 一時預かり事業(在園児)

単位：人(延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	10	10	10	10	10

こども園の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中に預かり、子育て世帯の様々なニーズに対応します。

提供体制：町立こども園、北条みどりこども園

(3-2) 一時預かり事業(在園児以外)

単位：人(延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	346	346	346	346	346
	確保の内容	346	346	346	346	346

保護者の都合などにより、家庭で保育ができない場合に、こども園で一時的に子どもを預かり、保護者の社会参加、心理的・身体的負担の軽減を図り、子育てを支援します。

提供体制：由良こども園、北条みどりこども園

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	80	80	80	80	80
	確保の内容	対象者すべてに実施する。				

乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や、保護者と子の健康管理や育児についての相談・助言などを行います。乳児とその保護者の心身の状況、養育環境を把握し、必要な支援につなげます。

提供体制：地区担当保健師、子育て世代包括支援センター、訪問相談員

(5) 養育支援訪問事業

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	20	20	20	20	20
	確保の内容	支援が必要なすべてのケースへ対応する。				

妊産婦面談や乳児家庭全戸訪問事業で把握した情報を基に、出産前から育児不安を抱える要支援家庭を早期に発見し、養育に関する指導や支援を行います。問題が多様化してきており、きめ細やかに対応するため、定期的に関係者による連絡会で情報を共有し、虐待の未然予防に努めます。

提供体制：地区担当保健師、子育て世代包括支援センター

(6-1) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位：人(延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	10	10	10	10	10

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合等に、子どもを養護施設等で一定期間、養育・保護を行い、児童とその家庭の福祉の向上を図ります。

提供体制：社会福祉法人 因伯子供学園ほか4施設へ委託

(6-2) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

単位：人(延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	150	150	150	150	150
	確保の内容	150	150	150	150	150

保護者の就労その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを養護施設等で夜間もしくは休日に預かり、生活指導、食事の提供を行い、児童とその家庭の福祉の向上を図ります。

提供体制：社会福祉法人 因伯子供学園ほか4施設へ委託

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人(延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	36	36	36	36	36
	確保の内容	36	36	36	36	36

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助したい人」が会員となって相互に助け合い、地域全体で子育てを支援します。子育て世帯にとって、地域における一時的な保育サービスは重要な子育て支援ではありますが、利用会員に対し提供会員が少なく、特に土日の利用に対応できる方が殆どおられません。今後は土日の希望に対応できる提供会員を増やすよう努めます。

提供体制：子育て支援センター(利用調整)、提供会員

(8) 延長保育事業

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	150	150	150	150	150
	確保の内容	150	150	150	150	150

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行い、子育て家庭を支援します。

提供体制：町立こども園（大谷こども園を除く）、北条みどりこども園、栄保育所（希望に応じて実施）

(9) 病児・病後児保育事業

単位：人(延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	75	75	75	75	75
	確保の内容	75	75	75	75	75

子どもが病気の際に、保護者が就労などにより家庭で保育することが困難な場合、医療機関に敷設された専用スペースにおいて一時的に保育し、就労している保護者が安心して子育てできる環境を提供します。物理的な利便性に対するニーズはありますが、町内に実施可能な施設がないため、現状通り実施します。

提供体制：倉吉市、湯梨浜町に委託

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人

北条なかよし学級		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	100	100	100	100	100
	確保の内容	100	100	100	100	100

大栄こども学級		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	80	80	80	80	80
	確保の内容	80	80	80	80	80

保護者が就労等により放課後家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供します。基本的な生活習慣や異年齢児童との関わりを通じ、今後も児童の自主性、社会性などについて、より一層向上を図れるよう、地域へ周知し、様々な教育資源を幅広く活用し、多様な学習・体験プログラムを実施します。

【開所時間】平日：放課後～午後7時、土曜日及び長期休業：午前7時30分～午後7時

提供体制：（民間事業者に委託）北条なかよし学級、大栄こども学級

国が平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目指すとされました。これにより、この計画では、北栄町放課後子ども総合プランの見直しを含め、次のとおり取り組みます。

- ・町内全ての放課後児童クラブにおいて、放課後子ども教室への参加呼びかけや、放課後子ども教室のスタッフを派遣する連携型による共通プログラムを引き続き実施します。
- ・放課後児童クラブ支援員と放課後子ども教室コーディネーターが情報提供や相互協力、連携して活動プログラムを検討する機会を活用し、今後も継続して実施します。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の児童が参加するプログラムを実施する際には、特別な配慮を必要とする児童の受け入れと、それらの児童が安心して過ごすことができる環境整備に留意して実施します。
- ・児童の状況等を学校関係者、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との間で相互に話し合い、必要に応じて専門機関等と連携して適切に対応します。
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の所管課が情報提供や相互協力し、放課後子ども総合プラン運営委員会等においても引き続き児童の放課後対策事業に係る課題解決に努めます。
- ・大栄こども学級については、令和7年度に移設し、耐震機能の強化と一時避難所としての機能を備えます。

(11) 妊婦健康診査事業

単位：回(延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
	確保の内容	対象者すべてに実施する。				

妊娠中に必要な健康診査を受診できるよう援助し、妊娠中の経過を見守るとともに、異常の早期発見・早期治療につなげます。

提供体制：医療機関に委託

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費及び給食費等を助成する事業です。

【量の見込みの考え方】

必要に応じて実施の有無を検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策は設定しないこととします。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【量の見込みの考え方】

本町では、教育・保育の必要量に対して必要となる施設が確保できているため、今後の状況をみながら必要に応じて検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策は設定しないこととします。

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、下記の3事業が新たに創設され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、計画期間における量の見込みを定めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	20	20	20	20	20
	確保の内容	20	20	20	20	20

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、訪問支援員を派遣し、当該家庭の家事・育児を支援することで、保護者の不安や負担を軽減し、児童の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

提供体制：子育て世代包括支援センター、訪問支援員

(15) 児童育成支援拠点事業

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	-	20	20	20	20
	確保の内容	-	20	20	20	20

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場で、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待の防止等を図ります。

提供体制：子ども支援に係る法人等に委託

(16) 親子関係形成支援事業

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	10	10	10	10	10

発達障がいのある、または発達に支援を必要とする児童の保護者を対象に、児童への適切なかわり方を具体的に学び、実践していくことにより、子育てへの気づきを促し、より良い親子関係の構築を図ります。

提供体制：発達支援室、子育て世代包括支援センター

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、下記の3事業が新たに創設され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、計画期間における量の見込みを定めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

単位：回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	200	200	200	200	200
	確保の内容	200	200	200	200	200

妊娠時から妊婦・その配偶者等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信、その後も随時相談受付を行い、必要な支援につなぎます。

提供体制：子育て世代包括支援センター、地区担当保健師

(18) 乳児等通園支援事業

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	-	3	2	2	2
	0歳児	-	3	2	2	2
確保方策	量の見込み	-	1	1	1	1
	1歳児	-	1	1	1	1
確保方策	量の見込み	-	1	1	1	1
	2歳児	-	1	1	1	1

保護者の就労状況に関係なく、保育所等に子どもを預けることや保育教諭等に育児相談ができる制度です。令和7年度は制度に向けた準備期間とし、令和8年度から量の見込みを算定します。

提供体制：町内の教育・保育施設

(19) 産後ケア事業

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	量の見込み	24	24	24	24	24
	確保の内容	24	24	24	24	24

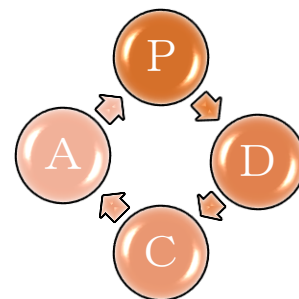
出産後に、育児不安が強い方やご家族等から産後の援助が得られない場合に、医療機関等で心身のケアや育児のサポートを行い、母親の身体的、精神的な負担を軽減し、母子が安心して過ごせる環境を整えるとともに産後うつや虐待の未然防止につなげます。

提供体制：医療機関に委託

3 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、主となる子どもや子育て家庭とそれを取り巻く地域・こども園・保育所など、子ども・子育て支援事業者・学校・関係機関、団体・行政などが相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいく必要があります。

この計画の進捗管理及び「確保方策」の実施状況については、「北栄町子ども・子育て支援会議」が中心となり、PDCAサイクル「Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（見直し）」のプロセスを踏まえた進行管理を行います。



また、令和7年度から本計画を開始しつつ、令和8年度以降は北栄町こども計画の一部として位置付けます。令和12年度に北栄町こども計画を改定して、以降5年を一期としてこども計画を策定します。

	R 7	R 8	R 1 2	R 1 7
こども計画	(未策定)	一体的に策定 (予定)	一体的に策定	一体的に策定
子子計画	単独で策定			
	第三期計画に相当		第四期計画に相当	第五期計画に相当

※こども計画：北栄町こども計画　子子計画：北栄町子ども・子育て支援事業計画

○北栄町子ども・子育て支援会議条例

平成25年9月19日

条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、北栄町子ども・子育て支援会議(以下「子育て支援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て支援会議は、前項に規定する事務に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 福祉・保健・医療・教育等識見を有する者
- (2) 子育て当事者
- (3) 一般公募町民
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て支援会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て支援会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て支援会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子育て支援会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子育て支援会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子育て支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の議事について準用する。

(意見の聴取等)

第7条 子育て支援会議(部会を含む。)は、議事において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て支援会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て支援会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北栄町子ども・子育て支援会議委員名簿

職 名	氏 名	構成区分
会 長	伊 奈 公 子	1号委員（福祉・保健・医療・教育等見識を有する者）
副 会 長	小 田 信 之	1号委員（福祉・保健・医療・教育等見識を有する者）
委 員	岡 裕 一	1号委員（福祉・保健・医療・教育等見識を有する者）
委 員	絹 見 薫	2号委員（子育て当事者）
委 員	宮 崎 圭 吾	2号委員（子育て当事者）
委 員	竹 内 瑞 貴	3号委員（一般公募町民）
委 員	杉 谷 勇 樹	4号委員（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）
委 員	松 本 八 千 代	4号委員（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）

任期：令和6年2月1日から令和8年1月31日まで

第3期 北栄町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月
編集・発行 北栄町教育委員会事務局教育総務課
〒689-2292
鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
TEL 0858-37-5870
FAX 0858-37-3242
